

五霞町 子ども読書活動推進計画



令和2年 3月

五霞町イメージキャラクター「ごかりん」

五霞町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景 ······ 1

- 1 計画策定の背景
- 2 国、県の動向

第2章 計画の基本的な考え方 ······ 2

- 1 計画の目的
- 2 計画の目標
- 3 計画の期間
- 4 子ども読書活動推進計画の体系

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み ······ 4

- 1 幼児期からの読書活動の推進
 - (1) 家庭における読書活動の推進
 - (2) こども園における読書活動の推進
 - (3) 小学校・中学校における読書活動の推進
 - (4) 公民館図書室・地域における読書活動の推進
- 2 子どもが読書に親しむための環境の整備 ······ 9
 - (1) 学校や中央公民館図書室等の図書施設の整備・充実
 - (2) 家庭における読書環境整備
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 ······ 10
 - (1) 図書館における情報化の推進
 - (2) 「子ども読書の日」「子ども読書週間」等のPR活動の推進
 - (3) 読書の実態調査等の推進

資料1 五霞町子ども読書活動推進計画策定委員会委員 ······ 11

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律 ······ 12

第1章 計画策定の背景

1 子ども読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものである」と定められており、また、同法に基づき報告された「子どもの読書の推進に関する基本的な計画」には、

「読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる」と明記されております。

さらに、静岡大学が国から委託された「読書活動と学力・学習状況調査の関係に関する調査研究」によると、児童生徒の読書活動は、教科の学力と相関性があり、特に、読書好きの児童生徒ほど教科の学力が高いという傾向があると結論づけられました。

また、平日における一定時間の読書も教科の学力と関係していることも示されました。読書活動をあらゆる場面に取り入れることにより、本町の次代を担う子ども達の豊かな感性や想像力をはぐくみ、学ぶ意欲とともに考える力を身に付けていくことは極めて重要なことです。

2 国、県の動向

平成13年12月 国

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策について計画を策定し公表するよう努めなければならないことが定められるとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることとされました。

平成14年 8月 国

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次）が策定されました。

平成16年 3月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第1次）が策定されました。

平成18年12月 国

教育基本法が改正され、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。

平成19年 6月 国

学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つとして子ども達に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が盛り込まれました。

平成20年 3月 国

「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」（第2次）が策定されました。

平成22年 1月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第2次）が策定されました。

平成27年 3月 県

「いばらき子ども読書活動推進計画」（第3次）が策定されました。

令和2年 4月 町

「五霞町子ども読書活動推進計画」が策定されました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

国において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「子どもの読書活動推進計画に関する基本的な計画」が策定され、県においても「いばらき子ども読書活動推進計画」が策定されています。これに基づき、「五霞町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策についての方向性や取組を示し、具体化することを目的とします。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなもとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要なことです。

五霞町としては、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画を定めるものであります。

2 計画の目標

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供を推進します

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、体験を深めることをねらいとし、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整える施設・設備その他の環境の整備や充実に努めていきます。

(2) 家庭・地域・学校における読書活動を推進します

子どもの自主的な読書活動を推進しるため、子どもの読書活動に携わる学校、中央公民館図書室などの関係機関等が緊密に連携をし、相互に協力を図り、子どもの自主的な読書活動の推進を図るよう体制の整備に努めていきます。

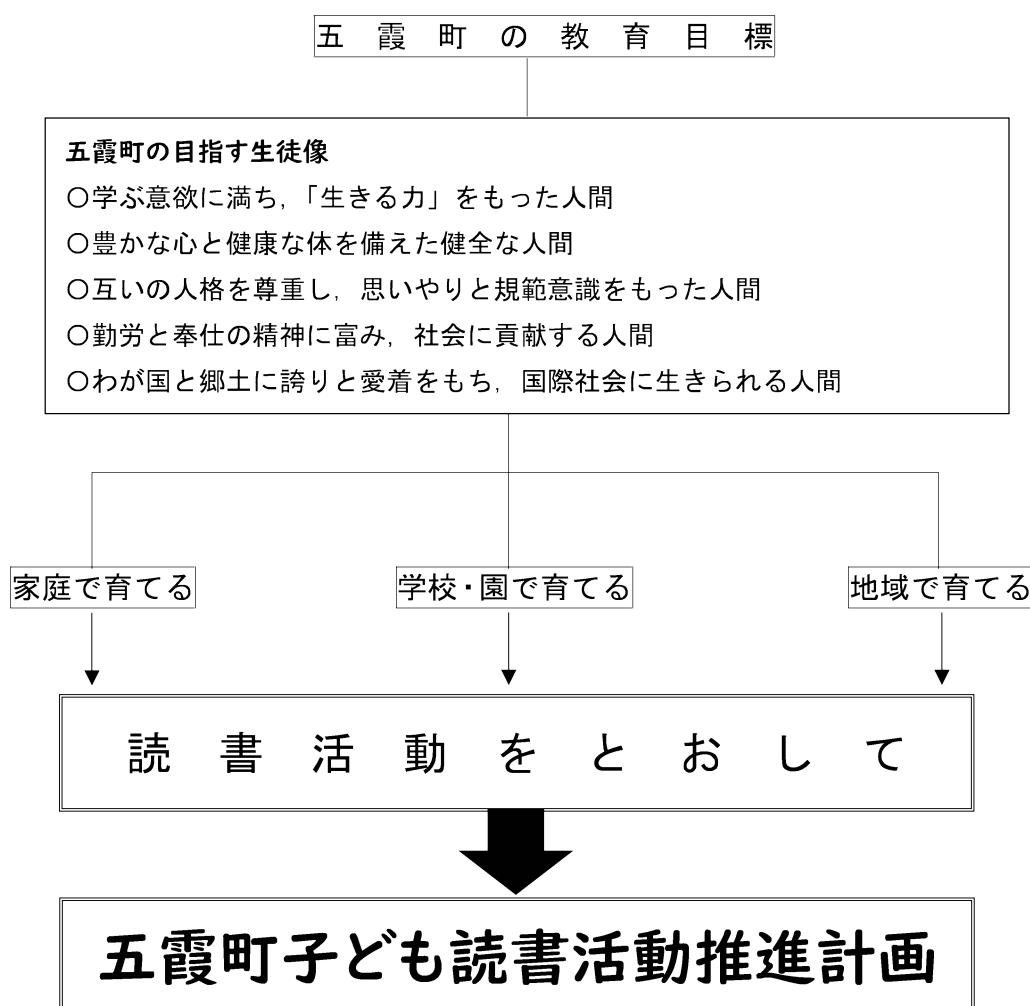
(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及をします

読書活動は、子どもの好奇心を育て、想像力あふれる豊かな感性を育む大切なことです。このことに対して保護者や地域全体が理解と関心をもち、読書活動を推進していくことで、子どもの自主的な読書への態度や読書習慣を身に付けさせることができます。読書活動の意義や重要性について広く広報・啓発を推進することに努めていきます。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 子ども読書活動推進計画の体系



第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 幼児期からの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが初めて本と出会う場であり、親子や家族とともに本や物語への興味、関心を培う場としての役割が大きいと言えますが、生活習慣の多様化や、テレビやゲーム機、インターネットやスマートフォンなどの普及により、家庭での読書の機会が少なくなる現状があります。

そのような中、幼児期から家庭において、読み聞かせなど、親子で本に関わる時間を共有することは、子どもが読書の習慣を身につけるうえで重要です。子どもの読書活動に対する興味・関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるように様々な機関が連携をして普及や啓発を進めています。

① 読み聞かせと親子の関わりについて

子どもに読書への関心を持たせる上で、0歳児からの読み聞かせが大切です。特に、本に対する興味が始める2、3歳の時期に親や大人が習慣として読み聞かせを行うことにより、乳幼児は本が好きになると言われています。保護者や家族が読み聞かせに取り組みように3歳時健診等の保護者が集まる機会で家庭教育支援資料「ひよこ」を活用して読み聞かせの有用性を伝え、読書活動の啓発に努めます。

② 訪問型家庭教育支援事業における図書資料の提供

来年度小学校に入学する子をもつ全ての家庭に対して、子育てや入学に向けての相談対応や資料提供を行います。その際に、読み聞かせ用図書や絵本と遊びの情報誌を提供し、親子で読書を楽しむ取り組みを推進します。

③ 「子ども読書の日」の啓発

4月23日の子ども読書の日に合わせて、4月1日から4月31日の1ヶ月間を五霞町子ども読書月間とします。中央公民館に併設されている図書室やキッズコーナーにお薦めの図書の展示を行い、家庭における読書活動の推進に努めます。

(2) 認定こども園における読書活動の推進

認定こども園は、子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を培う場であり、教育や保育を通して、豊かな心身の成長を促します。集団や個人で絵本や物語の世界を楽しんだり、音の響きを感じたり、季節や行事、約束事などについて学んだりしたりすることで、成長に重要な役割を果たします。

認定こども園においては、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう連携していきます。

① 日常的な読み聞かせの実施

子どもたちがより多様な読書体験が得られるように「読み聞かせ」などの時間を設けたり、自由に絵本を楽しめる環境を整えたりと、日常保育の中に読書の時間を位置づけます。

② 保幼小接続カリキュラムへの位置づけ

認定こども園年長児のアプローチカリキュラムの中に「読み聞かせを楽しんだり、自分で本を読んで想像を広げたりする」という活動を位置づけます。また、小学校入学期に「本や文章を楽しんだり、想像を広げたりしながら読んだり、読み聞かせを聞いたりする」という活動を位置づけることで読書活動を通じた、円滑な接続を推進します。

③ 保護者に対する啓発活動

保護者懇談会、園だより、家庭教育学級の講演会を通じて、読み聞かせの大切さや子どもの読書の重要性について啓発し、家庭での読書の取り組みを推進します。

(3) 小学校・中学校における読書活動の推進

茨城県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」における平成30年度の五霞町における取組状況は、下図の通りです。

町内小学4年生～6年生 187名	読書量50冊達成	97.9%
町内中学1年生～3年生 183名	読書量30冊達成	47.9%

小学4年生から6年生は9割以上の児童が年間50冊以上の読書量がありますが、中学生になるとなかなか読書の時間がとれない現状があるようです。小学生のうちに、日常生活の中に読書を取り入れていく習慣づくりという視点からの取り組みも必要です。

また、令和元年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の回答集計結果（小中学校）によると「読書は好きですか」という質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の回答群ほど、国語、算数（数学）の正答率が高いことが示されています。また、読書時間においても同様の結果が示されています。これらのことからも読書習慣の定着を図り、読書好きの児童生徒を育てていくことが学力向上においても大切なことであるといえます。

① みんなにすすめたい一冊の本推進事業への積極な取り組み

1年間で50冊読書（小学校）、30冊読書（中学校）の目標を達成するために、下記の取り組みをします。

<小学校>

- ・朝ドリルの時間に読書の時間を設定
- ・読書50冊達成状況の見える化
- ・50冊読書を達成した人の表彰及び記念品授与
- ・校内読書賞を1年生から3年生で設け、低学年からの読書に対する意識付けと習慣づくり



<中学校>

- ・朝ドリルの時間に読書の時間を設定
- ・長期休業前に職員のおすすめの本を学校便りに掲載
- ・読書記録カードの記入促進
- ・図書だよりでおすすめの本を紹介（夏季休業前に職員から）
- ・各学年で文庫コーナーや学級文庫を設置

【50冊読書（小学校）30冊読書（中学校）達成目標値（%）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	100	100	100	100	100
中学校	55	65	75	85	100

② 読み聞かせ会等の読書行事の実施（実践できる子どもたちの育成）

読み聞かせボランティア団体や保護者と連携、協力し合いながら「読み聞かせ」を実施し、多様な本と出会う機会を充実させます。また、「ビブリオバトル」や「アニマシオン」を通して、本への興味関心を高める機会をつくります。

③ 中央公民館図書室の施設見学・利用体験の実施

中央公民館図書室に小学2年生の生活科の学習の一環として訪れ、施設見学及び利用体験を実施します。図書室の利用促進を図り、読書への興味・関心を高めます。

④ 「調べ学習」における読書活動の実施

子どもたちにとって、自分の持った疑問を解決する時には、様々な情報と上手に関わっていくことが必要となります。「調べ学習」で取り組む際、テーマや役立つ本の探し方・活用の仕方について学び、子どもが自ら必要な情報を選択・収集し、情報について理解を深め、自分なりの考え方で整理する力を養うことができます。この取り組みを通じて読書活動の推進を図っていきます。

⑤ 茨城県立図書館との連携

学校図書館の蔵書不足を補い、必要に応じた図書を提供するために、定期的に県立図書館の図書パックを借用し、調べ学習や読書の推進を図ります。

⑥ 家庭との連携

懇談会やPTAの会議、学校だより等で「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」における目標を伝えます。また、家庭学習強化ウイークにおいて、テレビやゲーム、スマートフォンなどの利用時間を減らし、学習や読書をするように働きかけ、家庭での読書を推進します。

(4) 中央公民館図書室・地域における読書活動の推進

子どもたちにとって公民館図書室は、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場でもあり、図書室で知りたいことを自主的に調べることは、自ら学べる機会ともなります。

地域の中心となる町の図書室は、中央公民館内に設置され、町民の読書活動を学びの拠点として重要な役割がありますが、建物が老朽化しているとともに、スペースも狭いなどの制約もありますので、利用しやすい環境と魅力づくに努めています。子ども達をはじめ町民の利用及び貸し出し数の増加及び利用しやすい環境作りが課題となっています。

【平成30年度の中央公民館図書室の貸し出し状況】

年間貸し出し数	年間貸し出し者数	月平均貸し出し人数	年間一人平均冊数
6188冊	1011人	84人	6.12冊

① 中央公民館図書室内の改装と設備の充実

平成30年に新設したキッズスペースの周知を図り、活用への関心を高めています。安全性を確保した読み聞かせスペースで親子でくつろぎながら読書に親しめる環境を整えています。



② 中央公民館図書室の蔵書・資料の充実

子ども達をはじめ誰もが読書活動に親しめる場として、図書室の図書資料の充実を図っています。毎月20冊程度の新刊を導入しています。



③ 利用しやすい環境作り

夏季休業中の課題図書の掲示や特設コーナー（人権コーナー・話題作者コーナー）を設置して、子ども達が本を取りやすい環境作りをします。



④ 幼児・児童コーナーの充実

子どもの成長の段階に適した資料を内容・形態ともに豊富にそろえ、好奇心・探求心の旺盛な子どもの気持ちを大切にして、リクエストにも応えながら魅力ある資料の収集に努めます。

また、子どもに分かりやすい本の配置をし、利用しやすい環境整備に努めます。

⑤ 夏休み期間の中央公民館図書室利用促進

夏休み期間の町の体験活動推進事業「夏休み子ども教室（小学生対象）」の講座に「読書をしよう」を位置づけ、課題図書を始めとした読書活動を推進します。

⑥ 学校図書館支援用図書（貸出図書パック）を活用した学校図書室支援の推進

学校図書館の蔵書不足を補い、必要に応じた図書を提供するために、定期的に県立図書館の図書パックを借用し、調べ学習や読書の推進を図ります。

⑦ おはなし会などの事業の充実

読み聞かせ団体や家庭教育支援員と連携・協力をして、図書室のキッズスペースを活用し、おはなし会（乳幼児～小学校低学年）を実施し、親子で本の面白さ、楽しさを知る機会を積極的に提供します。

また、読み聞かせやおはなし会を実施している読み聞かせ団体を支援し、読み聞かせに活用できる絵本や読み聞かせや手遊び等の技術を学ぶための資料を収集し、提供します。

⑧ 施設見学・職場体験の受け入れ

施設見学（小学校2年生）・職場体験（中学校2年生）の受け入れを積極的に行い、中央公民館図書室への理解を深める機会の提供と子どもの読書活動の推進に向け、図書室利用促進に努めます。

⑨ 読み聞かせ事業の充実（ブックスタート事業等）

子どもの読書に対する意欲や関心を高め、将来にわたり読書に親しむことを目的として、健康福祉課と連携を図りブックスタート事業（乳幼児対象）ができるよう努めます。

※ブックスタート事業は、0歳時健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動です。抱っこのぬくもりの中で絵本を読んでもらう心地よさや嬉しさを「すべての赤ちゃん」に届ける活動です。1992年にイギリスで始まりました。絵本コンサルタントであるウエンディ・クーリングさんが、絵本を開く楽しんだ経験が一度もないという、ある男の子と出会ったことが、活動を発案したきっかけでした。キャチフレーズは絵本を「読む（read books）」ではなく、赤ちゃんと開く楽しいひとときを「共にする（share books）」

⑩ 学校図書館支援員の養成

子ども達の読書活動の推進のために、学校図書室の資料の管理、本の掲示や展示などの環境整備を行う支援員を養成し、小中学校に派遣できるよう努めます。

2 子どもが読書に親しむための環境の整備

(1) 学校や中央公民館図書室等の図書施設の整備・充実

各図書施設は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割を果たしています。

このため、各図書施設においては、子どものニーズに応じた図書資料の整備・充実に努めます。

① 遠隔地利用者貸し出しサービス

利用者個人が県立図書館の図書をインターネットで予約して、町の図書室で貸し出しや返却ができるサービスです。中央公民館図書室の蔵書不足を補うとともに、子ども達が読みたい本や調べたいことがあったときに手軽に借りることができます。送料も無料です。

② 読書環境の整備

保育園・幼稚園などの保育室や小学校3年生くらいまでの教室には、発達段階に応じた優良図書を揃えた書架を設け、職員と一緒に親しむことができる環境づくりに努めます。

(2) 家庭における読書環境整備

子どもの読書習慣を身につける上で環境の果たす役割は大きく、日常生活の中で自然に読書に親しめる環境づくりが大切です。家庭は子どもが初めて本に触れ、読書を行う上でも最も関わりが深く、興味や関心を育む重要な役割を担っています。そのためにも、身近にいる家族が読書の重要性を認識し、ともに読書をしたり、おはなしを聞かせたりして、読書に接する機会や環境づくりに努めることが必要です。各図書施設の利用を通して、子どもや保護者が読書活動に親しめる環境づくりを支援していきます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが積極的に読書活動を行なう意欲を高めるために、読書に関する多彩な情報を子どもに発信するとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民に広く理解と関心を喚起する必要があります。

子どもは大人から絵本や物語を読んでもらうこと、民話の語りや郷土の歴史等を聞くこと、読書する大人の姿等によって読書意欲を高めていきます。

そこで、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を高めるため、読書活動の意義や重要性について普及・啓発に努めます。

(1) 図書館における情報化の推進

子どもの読書に関する情報を幅広く収集するとともに、町のホームページ、町広報紙などにより情報の発信に努めます。

(2) 「子ども読書の日」「子ども読書週間」等のPR活動

「子ども読書の日」（4月23日）、「五霞町子ども読書月間」（4月1日～4月30日）等の機会をとらえ、町のホームページ、町広報紙等で読書の大切さ、面白さを広めていきます。

(3) 読書の実態調査等の推進

子どもの読書活動の推進継続に向け、必要に応じて実態調査を行なっていきます。

資料 1

五霞町子ども読書活動推進計画策定委員会委員（敬称略）

NO	氏名	所属団体	備考
1	村田 奈緒子	幼保連携型認定こども園 五霞幼稚園・保育園 主任	
2	荒川 麻恵	川妻認定こども園おひさま 主任	
3	中山 久美子	五霞町立五霞東小学校 図書館教育主任	
4	森 千恵子	五霞町立五霞西小学校 図書館教育主任	
5	吉原 真澄	五霞町立五霞中学校 図書館教育担当	
6	猪瀬 英子	五霞町教育委員会 教育次長	委員長
7	内田 将裕	五霞町教育委員会学校教育グループ 主幹	
8	駒 一弘	五霞町教育委員会生涯学習グループ 主幹	
9	中川 孝志	五霞町教育委員会学校教育グループ 指導主事	
10	高橋 直之	五霞町教育委員会生涯学習グループ 社会教育主事	
11	若旅 勝彦	五霞町教育委員会生涯学習グループ 一般非常勤職員	

資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。